

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 53 号	保田窪3丁目 第1号線	東区保田窪3丁目644番11	地先	
		東区保田窪3丁目644番29	地先	
議第 54 号	保田窪3丁目 第2号線	東区保田窪3丁目644番18	地先	
		東区保田窪3丁目644番27	地先	
議第 55 号	沼山津2丁目 第7号線	東区沼山津2丁目1591番11	地先	
		東区沼山津2丁目1591番18	地先	
議第 56 号	御幸木部2丁目 第4号線	南区御幸木部2丁目445番1	地先	
		南区御幸木部2丁目445番13	地先	
議第 57 号	小山5丁目 第9号線	東区小山5丁目1215番9	地先	
		東区小山5丁目1213番6	地先	
議第 58 号	長嶺東1丁目 第9号線	東区长嶺東1丁目2752番12	地先	
		東区长嶺東1丁目2753番7	地先	
議第 59 号	飛田4丁目 第5号線	北区飛田4丁目253番1	地先	
		北区飛田4丁目246番16	地先	
議第 60 号	飛田4丁目 第6号線	北区飛田4丁目248番6	地先	
		北区飛田4丁目246番10	地先	
議第 61 号	新 第4号線	南区富合町新137番14	地先	
		南区富合町新137番9	地先	
議第 62 号	田尻 第16号線	南区富合町田尻70番7	地先	
		南区富合町田尻70番12	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 63 号	舞原 第 51 号線	南区城南町舞原 278 番 1	地先	
		南区城南町舞原 278 番 11	地先	
議第 64 号	植木 第 5 号線	北区植木町植木 533 番	地先	
		北区植木町植木 566 番	地先	
議第 65 号	植木 第 6 号線	北区植木町植木 588 番	地先	
		北区植木町植木 532 番	地先	
議第 66 号	植木 第 7 号線	北区植木町植木 573 番	地先	
		北区植木町植木 590 番	地先	
議第 67 号	植木 第 8 号線	北区植木町植木 583 番	地先	
		北区植木町植木 564 番	地先	
議第 68 号	植木 第 9 号線	北区植木町植木 449 番	地先	
		北区植木町植木 431 番	地先	
議第 69 号	植木 第 10 号線	北区植木町植木 498 番	地先	
		北区植木町植木 397 番	地先	
議第 70 号	植木 第 11 号線	北区植木町植木 407 番	地先	
		北区植木町植木 471 番	地先	
議第 71 号	植木 第 12 号線	北区植木町植木 352 番	地先	
		北区植木町植木 345 番	地先	
議第 72 号	植木 第 13 号線	北区植木町植木 334 番	地先	
		北区植木町植木 361 番	地先	
議第 73 号	植木 第 14 号線	北区植木町植木 302 番	地先	
		北区植木町植木 233 番	地先	
議第 74 号	植木 第 15 号線	北区植木町植木 560 番	地先	
		北区植木町植木 606 番	地先	
議第 75 号	植木 第 16 号線	北区植木町植木 410 番	地先	
		北区植木町植木 488 番	地先	
議第 76 号	舞尾植木 第 1 号線	北区植木町舞尾 600 番 10	地先	
		北区植木町植木 107 番 1	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 77 号	舞尾植木	北区植木町舞尾 6 3 6 番 2	地先	
	第 2 号線	北区植木町植木 5 5 8 番	地先	
議第 78 号	蓮台寺 3 丁目	西区蓮台寺 3 丁目 1 0 5 5 番 5	地先	
	第 2 号線	西区蓮台寺 3 丁目 1 0 5 4 番 8	地先	
議第 79 号	沼山津 4 丁目	東区沼山津 4 丁目 2 0 7 2 番 1 5	地先	
	第 1 9 号線	東区沼山津 4 丁目 2 1 3 9 番 1 8	地先	
議第 80 号	長嶺南 6 丁目	東区長嶺南 6 丁目 1 8 7 2 番 2 8	地先	
	第 1 0 号線	東区長嶺南 6 丁目 1 8 7 2 番 2 9	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 39 条の規定に基づく管理帰属
- (2) 管理引継
- (3) 地元要望